

八丁平南公園および隣接市有地の土地対策および 隣接市有地の土地対策について

八丁平南公園および隣接市有地(八丁平1丁目)の一部から、土壤汚染対策法に基づく環境基準を上回る鉛、ヒ素などの有害物質が確認され、平成25年12月には、1回目の住民説明会を開催しました。

現在、同区域を立ち入り禁止とし、今後、さらに詳細な土壤分析・地歴調査による汚染土や汚染区域の特定と、健康影響調査、土壤汚染対策の実施を進めてまいります。

住民の皆さまには、大きなご心配やご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

● 土壤汚染確認までの経緯

平成24年3月に、民間事業者から八丁平南公園に隣接する市有地の開発構想があつたため、同年12月に土壤調査を行ったところ、基準値を超える鉛、ヒ素、フッ素、水銀の化合物が確認されました。そのため、平成25年5月・10月・11月・12月に南公園の土壤調査を行い、市有地と同様に、一部で基準値を超えていることが確認されました。

● 土壤調査などの結果

土壤溶出量基準値(※)について、南公園の一部からヒ素が最大で基準値の1千410倍、市有地の一部から水銀が最大で基準値の200倍の値が確認されました。

また、土壤含有量基準値(※)について、南公園の一部から鉛が最大で基準値の18倍、ヒ素が基準値の13倍の値が

生活状況などを考慮した健康影響調査を実施します。

③ 土壤汚染対策

八丁平南公園の代替公園を周辺地域に確保するとともに、専門委員の意見を聴きながら、盛土、覆土などによる南公園の再整備を実施し、安全性が確認された後、立ち入り禁止措置を解除し、八丁平南公園を再開します。また、再開後は定期的にモニタリングを行うていきます。

確認されています。
なお、地下水などへの影響については、南高平川、周辺の飲用井戸、湧水の水質調査を行った結果、いずれも基準値以下でした。

● 今後の予定

① 詳細土壤調査

現時点で、汚染原因が特定されていないことから、今後、指定調査機関による土壤分析や地歴調査(過去の土地利用)などを行い、その結果を踏まえ、汚染の原因を特定していきます。

② 健康影響調査

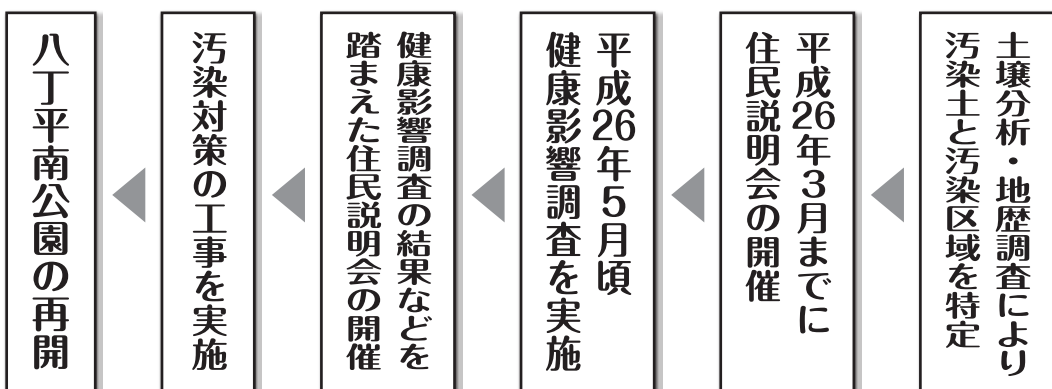
平成25年12月に、医師や土質・重金属類の有識者による健康影響評価検討委員会を設置し、その中で「健康への大きな影響は考えにくい」との意見を伺いましたが、住民の不安解消のためにも、今後、健康調査計画を策定し、公園の使用頻度や年齢、居住場所等の

平成26年3月までに2回目の住民説明会を開催します。今後も順次説明会を開催して、進行状況などの周知に努めていきます。

※ 土壤汚染の基準値について

土壤溶出量基準値とは、土壤に含まれる有害物質が溶け出した地下水を飲んでも問題が無いと判断される基準値で、1日2リットルの地下水を、70年間飲んでも有害な影響が無い濃度が、基準値として設定されています。

土壤含有量基準値とは、有害物質が含まれる汚染土壤を口から摂取しても問題が無いと判断される基準値で、70年間汚染された土壤地に住み、1日当たりの摂取量で子どもが200ミリグラム、大人が100ミリグラムを70年間摂取しても有害な影響が無い濃度が、基準値として設定されています。



1回目の住民説明会の資料は、市ホームページでご覧いただけます。

《詳細》八丁平土地対策本部市民相談窓口 ☎50-5100 <http://www.city.muroran.lg.jp/main/org7330/tatirikisei.html>